目 次

第 1 章 総則

第	1	条	目的
第	2	条	定義1
第	3	条	業務の範囲1
第	4	条	適用1
第	5	条	手続き1
第	6	条	期間1
第	7	条	復帰1
第	2	章	勤務等
第	8	条	勤務時間等2
第	9	条	休日·休暇······2
第	1 0	条	就業場所2
第	1 1	条	報告
第	1 2	条	出社命令2
第	1 3	条	情報の取扱い2
第	3	章	給与および費用の負担
第	1 4	. 条	給与2
			附則

在宅勤務規程

第 1 章 総 則

目 的 第 1 条 この在宅勤務規程は、企業人としての生活と、家庭人・個人としての生活の ゆとりある両立を目指し、一層の勤労意欲向上に資するため、在宅で業務を 遂行する者の労働条件その他の就業に関する事項を定める。

定 義 第 2 条 この規程において「在宅勤務者」とは、在宅勤務(労働時間の全部または一部について、自宅で情報通信機器を用いて行う勤務形態をいう。)を行う社員をいう。

業務の範囲 第 3 条 在宅勤務にかかる業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 情報処理システムの分析および設計の業務
- (2) 企画書の作成の業務
- (3) 経理の業務
- (4) 前各号のほか、会社が必要と認める業務

適 用 │ 第 4 条 この制度は、次の条件を満たす者に適用する。

- (1) 自宅に通信回路接続のパソコンを所有し、文書情報等の送受信ができる者
- (2) 所属長の承認を得た者

手続き 第 5 条 在宅勤務を希望する者は、新たに雇用契約を結ぶ。

2. 会社は業務上その他の事由により、在宅勤務の承認を取り消すことができる。

期 間 | 第 6 条 在宅勤務者の期間は、本人の希望を考慮し、所属長と相談の上決定する。

復帰 第7条 在宅勤務者が次の各号に該当したときは、通常の勤務形態に復帰するものとする。

- (1) 指定期間が満了したとき
- (2) 指定期間満了前に本人の申請があり会社が認めたとき
- (3) 会社から通常勤務への復帰命令がなされたとき

第2章勤務等

勤務時間等 第8条 1日の勤務時間は、就業規則所定の労働時間を勤務したものとみなす。

2. 休憩時間については、就業規則第45条の定めるところによる。

休日・休暇 第 9 条 休日・休暇については、就業規則第55条の定めるところによる。

就業場所 第10条 就業場所は原則として自宅とする。ただし、別途指示があった場合、又は業

務の都合で自宅以外の場所が就業場所となるときは、所属長の承認を得るも

のとする。

報告 第11条 在宅勤務者は、所定の「業務日報」を所属長に提出し、自己の業務の進捗状

況等を会社に報告しなければならない。

2. 定時に行う会社からの連絡に対応しなければならない。

出社命令 第12条 会社は、業務上の必要が生じた場合は、在宅勤務者に出社を命ずることがあ

る。

情報の取扱い 第13条 会社から業務に必要な資料や機材その他の情報を持ち出す際には、所属長の

許可を得た上で、善管注意義務をもって扱わなければならない。

2.情報の漏えい、データ消去又は資料の汚損等により前項に違反したとき、

個人が賠償責任を負う場合がある。

第3章 給与および費用の負担

給 与 第14条 在宅勤務者の給与については、通常の賃金を支払うものとする。

2. 在宅勤務期間中の通勤交通費は支給しない。

附 則 この在宅勤務規程は、2015年11月1日に制定し、施行(実施)する。